

令和7年度鳥取県 会計年度任用職員（改良普及員） 採用試験募集案内

◆鳥取県鳥取農業改良普及所◆

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所
電話 0857-20-3562
<https://www.pref.tottori.lg.jp/12235/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年2月3日（月）～ 令和7年2月17日（月）（必着） ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合は、受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分～午後5時15分 （土・日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和7年2月19日（水） 午後1時30分から ◎試験開始時刻10分前までに、東部農林事務所鳥取農業改良普及所にお集まりください。 （運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。）
試験会場	鳥取県東部庁舎第202会議室（鳥取県東部庁舎2階）
合格者発表日	令和7年2月21日（金）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
改良普及員	1名	正職員と同様に一定の事務（農業改良普及業務）に従事します。 ・ 農業技術・農業経営の改善・発展に向けた農業者等への直接指導、助言、相談対応 ※公用車を運転して県内出張する場合があります。	鳥取農業改良普及所

3 受験資格

- （1）年齢、性別を問いません。
- （2）普通自動車運転免許（AT限定可）を保有していること。
- （3）普及指導員資格又は農業関係の企業、団体における農業指導等の実務経験又はそれらと同等の資格（改良普及員資格、専門技術員資格）のある人
- （4）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成

し、又はこれに加入した人

- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (5) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
書類選考	—	応募資格の確認（書類選考結果は別途通知）
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験

5 任用期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額 10,750円～11,640円 ※経験年数に応じて加算される場合があります。 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※県一般職の給料月額に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月分（6月期:1.105月分、12月期:1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じて安価な方の額により1月当たり150,000円を上限として支給します。 自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福利	<p>健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限る。</p>
休暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>(1) 勤務日数 月17日 原則として、毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29から1/3）を除く月曜日から金曜日のうち、1か月に17日（ただし、業務の状況により、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日にも振替勤務を指示する場合があります。）</p>

	(2) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
任用の 期間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

7 受験申込手続

提出書類等	別紙の「採用試験申込書」に顔写真を貼り付け、受付期間内に申込先へ持参又は郵送により提出してください。 ※郵送の場合は受付期間最終日の午後5時15分までに到着したものに限り受け付けます。
申込み先	鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所 〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3562 ※郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。
受験票	受験票の交付はありません。 ※試験当日には運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書の記載方法】

- ・記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- ・すべての欄にもれなく正確に記入してください。
- ・連絡先は、試験結果を通知しますので、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話のある場合は、その番号も記入してください。
- ・「最終学歴」欄には、最終学歴だけを記入してください。

8 合格者の決定方法

- (1) 人物試験の得点の高い順に、合格者、補欠合格者を決定します。
ただし、それぞれの試験の得点が一定の水準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。
- (2) 補欠合格者は、合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合や補欠合格者の登録有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。
補欠合格者有効期限 令和7年3月31日

9 合格者の発表

受験者に合否をお知らせします。

10 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。
なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。
その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。
また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望さ

